

令和3年度 第1回芦別市子ども・子育て会議

日時 令和3年11月26日（金）
午後6時00分から
場所 子どもセンターつばさ
1階 小学生クラブ室

〈 会 議 次 第 〉

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 議 事

(1) 報告事項

- ① 子ども・子育て会議委員委嘱団体の変更について 資料1
- ② 芦別市乳幼児一時預かり事業条例の一部改正について 資料2
- ③ 市内保育所等入所状況について 資料3
- ④ その他

(2) 協議事項

- ① 指定障がい児通所支援事業の民間事業所への移行に係る 資料4
第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について
- ② その他

6 そ の 他

7 閉 会

芦別市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和2年7月1～令和4年6月30日

団体名	役職	氏名	備考
子育てサークル(団体名 アンパン会)	前代表	太田 史織	子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者
芦別市PTA連合会	副会長	後藤 隆博	〃 R3.11.1～
学校法人市村学園 認定こども園芦別みどり幼稚園	副園長	村上 夕夏	同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
学校法人市村学園 芦別みどり幼稚園附属保育園リリー	副園長	長谷川奈緒美	〃 R3.7.1～
一般社団法人芦別市医師会	会長	橋本 英明	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
芦別市民生委員児童委員協議会	児童福祉部 副部長	瀬戸 俊郎	〃
芦別市青少年育成連絡協議会	監査	中村 沙織	〃
芦別市校長会	事務局長	河戸 悟	〃 R3.7.1～
芦別商工会議所	専務理事	大下 睦夫	事業主を代表する者
連合北海道芦別地区連合会	特別執行委員	岡部 規子	労働者を代表する者
公募		—	公募に応じた者
公募		—	〃

委員10名（団体推薦10、公募0）

所 属	氏 名	職 名
芦別市 市民福祉部	中村 誠	市民福祉部長
芦別市 市民福祉部 児童課	渡辺 久幸	児童課長
	土田 ひろみ	つばさ保育園園長
	高倉 由枝	子育て支援センター係長
	山本 恵里加	児童デイサービスセンター係長
	木村 英之	子ども家庭係長
	藤井 勝	子ども家庭係主任
	馬場 志央里	子ども家庭係主事

職員8名

報告事項①

子ども・子育て会議委員委嘱団体の変更について

○芦別市子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦別市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱する団体)

第2条 条例第3条第2項第1号から第5号までに掲げる委員は、次の各号に掲げる団体から、委嘱するものとする。

- (1) 子育てサークル 1人
- (2) 芦別市PTA連合会 1人
- (3) 学校法人市村学園認定こども園芦別みどり幼稚園 1人
- (4) 学校法人市村学園芦別みどり幼稚園附属保育園リリー 1人
- (5) 一般社団法人芦別市医師会 1人
- (6) 芦別市民生委員児童委員協議会 1人
- (7) 芦別市青少年育成連絡協議会 1人
- (8) 芦別市校長会 1人
- (9) 芦別商工会議所 1人
- (10) 連合北海道芦別地区連合会 1人

報告事項②

芦別市乳幼児一時預かり事業条例の一部を改正する条例

芦別市乳幼児一時預かり事業条例（平成29年条例第7号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前							
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 一般型一時預かり事業 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。） <u>第36条の35第1項</u> 第1号に規定する一般型一時預かり事業をいう。 (9) 幼稚園型一時預かり事業 <u>省令第36条の35第1項</u> 第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。				(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 一般型一時預かり事業 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。） <u>第36条の35第1号</u> に規定する一般型一時預かり事業をいう。 (9) 幼稚園型一時預かり事業 <u>省令第36条の35第2号</u> に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。							
別表（第18条関係）				別表（第18条関係）							
事業の区分	対象経費	委託料		事業の区分	対象経費	委託料					
1 一般型一時預かり事業	一般型一時預かり事業に必要な経費	委託料は、左記の対象経費の年間合計額（4月1日から3月31日までの1年間の合計額をいう。以下同じ。）から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、次の(1)及び(2)に定める額の合計額を比較して、いずれか低い額とする。		1 か所当たり の年額	一般型一時預かり事業に必要な経費	委託料は、左記の対象経費の年間合計額（4月1日から3月31日までの1年間の合計額をいう。以下同じ。）から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、次の(1)及び(2)に定める額の合計額を比較して、いずれか低い額とする。					
		(1) 基本分 下表に定める基準により算出した年間合計額				(1) 基本分 下表に定める基準により算出した年間合計額					
		区分				基準額		区分		基準額	
		年間延べ利用乳幼児数	300人未満			1 か所当たり の年額	2,676,000円	年間延べ利用乳幼児数	300人未満	1 か所当たり の年額	2,607,000円
			300人以上				3,024,000円		300人以上		2,997,000円
900人未満			900人未満								
900人以上	3,240,000円		900人以上	3,213,000円							
備考 略				備考 略							

2 幼稚園型一時預かり事業に必要経費	幼稚園型一時預かり事業に必要経費	(2) 略	委託料は、左記の対象経費の年間合計額から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、次の(1)及び(2)に定める額の合計額を比較して、いずれか低い額とする。
		(1) 幼稚園等に在籍する幼児分	下表に定める基準額により算出した年間合計額
		区分	基準額
略			
加算分		保育体制充実加算	1 か所当たり 年額 2,892,400円
略			
略			
備考			
1 略			
2 保育体制充実加算は、次の各号に定める要件を満たす施設に加算する。 <u>ただし、第14条第2号及び第3号の規定に基づき配置する職員（以下「教育・保育従事者」という。）のおおむね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする場合の加算額は、1か所当たり年額を1,446,200円とする。</u>			
(1)・(2) 略			
(3) 教育・保育従事者を <u>全て</u> 保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者とすること。ただし、当該教育・保育従事者の数は、2人を下ることができないこと。			
3 就労支援型施設加算は、次の各号に定める要件を満たす施設に加算する。ただし、第3号に定め			

2 幼稚園型一時預かり事業に必要経費	幼稚園型一時預かり事業に必要経費	(2) 略	委託料は、左記の対象経費の年間合計額から利用者負担額その他の収入を控除して得た額と、次の(1)及び(2)に定める額の合計額を比較して、いずれか低い額とする。
		(1) 幼稚園等に在籍する幼児分	下表に定める基準額により算出した年間合計額
		区分	基準額
略			
加算分		保育体制充実加算	1 か所当たり 年額 1,446,200円
略			
略			
備考			
1 略			
2 保育体制充実加算は、次の各号に定める要件を満たす施設に加算する。			
(1)・(2) 略			
(3) <u>第14条第2号（附則第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第3号の規定に基づき配置する職員（以下「教育・保育従事者」という。）をすべて</u> 保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者とすること。ただし、当該教育・保育従事者の数は、2人を下ることができないこと。			
3 就労支援型施設加算は、次の各号に定める要件を満たす施設に加算する。ただし、第3号に定め			

	<p>る職員の配置月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合の加算額は、1か所当たり年額を691,600円とする。</p> <p>(1) 略</p>		<p>る職員の配置月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合の加算額は、1か所当たり年額を691,600円とする。</p> <p>(1) 略</p>
	<p>(2) <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定する連携施設になっていること</p> <p>(3) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>(2) 略</p>		<p>(2) <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u>（平成26年内閣府令第39号）第42条に規定する連携施設になっていること</p> <p>(3) 略</p> <p>4・5 略</p>
			<p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の芦別市乳幼児一時預かり事業条例の規定は、令和3年度以後の予算により支払う委託料から適用し、令和2年度以前の予算により支払われた委託料については、なお従前の例による。

令和3年度市内保育所等入所状況一覧表

【令和3年11月1日現在】

資料3

保育園リリー

新規 (人)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	0	6	1	/	/	/	7
女	0	1	1	/	/	/	2
計	0	7	2	/	/	/	9

継続 (人)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	0	1	8	/	/	/	9
女	0	2	2	/	/	/	4
計	0	3	10	/	/	/	13

合計 (新規+継続) (人)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	0	7	9	/	/	/	16
女	0	3	3	/	/	/	6
計	0	10	12	/	/	/	22

つばさ保育園

新規 (人)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	5	6	0	2	0	0	13
女	4	4	0	1	2	0	11
計	9	10	0	3	2	0	24

継続 (人)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	0	2	5	4	7	5	23
女	0	2	6	1	10	4	23
計	0	4	11	5	17	9	46

合計 (新規+継続) (人)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	5	8	5	6	7	5	36
女	4	6	6	2	12	4	34
計	9	14	11	8	19	9	70

合計 (保育園リリー+つばさ保育園)

新規 (人)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	5	12	1	2	0	0	20
女	4	5	1	1	2	0	13
計	9	17	2	3	2	0	33

継続 (人)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	0	3	13	4	7	5	32
女	0	4	8	1	10	4	27
計	0	7	21	5	17	9	59

合計 (新規+継続) (人)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	5	15	14	6	7	5	52
女	4	9	9	2	12	4	40
計	9	24	23	8	19	9	92

令和3年度市内保育所等入所状況一覧表

【令和3年11月1日現在】

認定こども園芦別みどり幼稚園 1号

新規 ↙ 満3歳 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男			9	3	0	0	12
女			9	4	0	0	13
計			18	7	0	0	25

継続 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男				4	10	16	30
女				6	16	12	34
計				10	26	28	64

合計（新規+継続） ↙ 満3歳 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男			9	7	10	16	42
女			9	10	16	12	47
計			18	17	26	28	89

認定こども園芦別みどり幼稚園 2号

新規 ↙ 満3歳 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男			1	1	0	0	2
女			0	2	0	0	2
計			1	3	0	0	4

継続 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男				1	4	3	8
女				3	2	3	8
計				4	6	6	16

合計（新規+継続） ↙ 満3歳 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男			1	2	4	3	10
女			0	5	2	3	10
計			1	7	6	6	20

認定こども園芦別みどり幼稚園 全園児（1号・2号）

新規 ↙ 満3歳 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男			10	4	0	0	14
女			9	6	0	0	15
計			19	10	0	0	29

継続 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男				5	14	19	38
女				9	18	15	42
計				14	32	34	80

合計（新規+継続） ↙ 満3歳 (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男			10	9	14	19	52
女			9	15	18	15	57
計			19	24	32	34	109

協議事項①

指定障がい児通所支援事業の民間事業所への移行に係る
第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について

1 移行に係る経過

児童課児童デイサービスセンター系の業務には、自治体として行う「市町村子ども発達支援センター事業」と事業所として行う「児童発達支援事業」及び「放課後等児童デイサービス事業」があります。

このたび、平成31年4月に社会福祉法人北海道光生舎が「きっずていくあしべつ」を開設し、本市が行ってきた事業所事業と同様の事業を行うこととなりました。

このことから、利用者の中には2箇所の事業所を重複して利用する方も出てきたところですが、利用者の利便性と市の行革方針である民間活力の活用を図るため、市が行っている事業所事業を「きっずていくあしべつ」に移行することについて、北海道光生舎と協議を進めることとなり、事業の移行については承諾を受けたところです。

2 移行する事業

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 放課後等児童デイサービス事業

3 移行時期 令和4年4月1日（予定）

4 第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画との整合性について

本計画の第3章第5節の子どもの育ちの「2様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進」における主な施策・事業等の「2特別な支援が必要な子どもの支援の充実」(別紙計画)に「児童デイサービスセンター」、「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」の記述があることから、移行後の事業内容と整合性を図るために支援事業計画の一部を変更することとします。

なお、変更の内容につきましては、次回の第2回会議においてお諮りしたいと考えています。

児童デイサービスセンター係で行っている事業の種類と内容

	指定障がい児通所支援事業		市町村子ども発達支援センター事業
	児童発達支援事業	放課後等 デイサービス事業	
実施主体	事業所	事業所	市
事業内容	①未就学の障がい又は発達の遅れが心配される児童に対し、療育指導を行い関係機関と連携しながら特性に応じた日常生活の自立支援や機能訓練を行う。	①学校に就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に必要な療育を行い関係機関と連携しながら生活能力の向上を目指す。	①発達の遅れ又は障がいのある児童とその家族に身近な地域において適切な相談・発達支援を行う。 (通所支援につながる前の発達支援)
対象となる方	①小学校就学前までの障がい又は療育の必要性があると判断された児童	①原則として6歳～18歳までの障がい又は発達に特性のある児童	①18歳までの児童とその保護者 ②保護者に対する支援
人員配置	①指導員又は保育士 5：1以上 ②児童発達支援管理責任者 1人以上	①指導員又は保育士 5：1以上 ②児童発達支援管理責任者 ③管理者	①次のいずれかの要件を満たす者を1名以上配置 (1)障がい児等への発達支援について概ね5年以上の実務経験を有する者 (2)発達支援について概ね1年以上の実務経験を有し道が実施する発達支援関係職員実践研修又は、同等の研修を受講した者 (3)上記以上のカリキュラムの研修を受講した者
受給者証	必要	必要	必要なし

第3章 基本的な考え方と施策の展開

第5節 子どもの育ち

2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進

【主な施策・事業等】

主な施策	内容・事業名	関係課
<p>2 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実</p>	<p>児童デイサービスセンター等関係機関と連携しながら、幼稚園や保育園、小中学校間における、発達に遅れのある子どもや特別な支援が必要な児童の受入れ体制の充実を図ります。</p> <p>発達に遅れのある子どもや特別な支援が必要とする子どもや家族が、安心して地域で生活するためには、早期発見・早期療育が大変重要であることから、関係機関と連携し個々のニーズに応じた個別指導計画に基づく療育サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援事業 ○放課後等デイサービス事業 ○市町村子ども発達支援事業 <p>日頃から悩んでいる保護者等に対し、外部から高度な専門知識を有する講師を招き、障がいの有無の診断、今後の療育の方法等のアドバイスを受けたり、市で実施している事業のほか、道の事業も活用し、専門職員による相談支援体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい児発達相談支援強化事業 ○障がい児等支援体制事業「専門支援事業」 ○道立施設等専門支援事業 	<p>児童課</p>